



メンバーシップカード

Maintenance Care (1-3)

Maintenance Care Plus (1-3)

Maintenance Care Plus (1-5)

Maintenance Care Plus (4-5)

Maintenance Care (4-5)

Maintenance Care (2 年)

Jeep FlexCare

ジープ メンテナンスケアについて

■加入対象期間および点検実施時期

	加入可能期間	有効期間
メンテナンスケア (1-3)	無償付帯 (有償加入の場合は車両登録後3ヶ月以内)	加入書に記載の通り
メンテナンスケアプラス (1-3)	初度登録後3ヶ月以内	
メンテナンスケアプラス (1-5)	初度登録後3ヶ月以内	
メンテナンスケアプラス (4-5)	初度登録後48ヶ月以内	
メンテナンスケア (4-5)	初度登録後48ヶ月以内	
メンテナンスケア (2年)	初度登録後96ヶ月目まで加入可能	

- (1) ご加入者がジープ メンテナンスケアの料金をお支払いいただいたときから、所定のスケジュールに基づいて、所定のサービスを受けられます。
- (2) ジープ メンテナンスケアに基づく点検の実施期間は、各点検整備予定月の前2ヶ月間、後1ヶ月間を含む4ヶ月間です。(車検については、車検満了日2ヶ月前から車検満了日まで)
- (3) 各プランの12ヶ月点検実施予定月は以下の通りです。

メンテナンスケア (1-3)	初度登録日から起算して1年後および2年後の応答月
メンテナンスケアプラス (1-3)	初度登録日から起算して1年後および2年後の応答月
メンテナンスケアプラス (1-5)	初度登録日から起算して1年後、2年後および4年後の応答月
メンテナンスケアプラス (4-5)	初度登録日から起算して4年後の応答月
メンテナンスケア (4-5)	初度登録日から起算して4年後の応答月
メンテナンスケア (2年)	初度登録日から起算して4年後または6年後または8年後の応答月

- (4) メンテナンスケアプラス (1-5) における、初回車検実施月は、初度登録から36ヶ月目です。そのため、メンテナンスケアプラス (1-5) は初回車検が24ヶ月目となる車両 (Gladiator、営業用車両、レンタカー等) の加入はできません。

■適用

- (1) ジープ メンテナンスケアの点検整備内容は、ジープ ウェブサイトにてご確認ください。
- (2) ジープ メンテナンスケアの点検整備は、全国の正規ディーラーまたは指定サービス工場にて受けることができます。
- (3) ジープ メンテナンスケアでは、ご加入者ご自身が、全国の正規ディーラーまたは指定サービス工場に加入車両をお持ち込みいただき、お引き取りいただくことを前提としています。
ご希望の入庫日調整を容易にするため、実施予定月の2ヶ月前のご予約を推奨します。
- (4) プログラム上の定期点検は、上記点検実施期間内に実施してください。実施期間外となる場合、点検が受けられません。また、点検が未実施のまま実施期間を経過してしまった場合には、当該作業の実施ができなくなりますのでご注意ください。
プラン内の作業が未実施の場合でも、下記の中途解約等に該当する場合を除いて、いかなる理由であっても料金の払い戻し、返金、金銭による補填等はできません。

■適用除外項目

- (1) 以下の事項に該当すると判断される場合、各プログラムは適用されません。
 - ①正規ディーラーまたは指定サービス工場以外での各サービスの提供
 - ②Stellantisジャパンが認めない改造・架装が行なわれていた場合
 - ③Stellantisジャパンが指定しない部品、油脂類または液類が使用されていた場合
 - ④取扱説明書に示す取扱方法と異なる使用がなされていた場合
 - ⑤一般に自動車の走行しない場所での走行、モータースポーツ等の過酷な走行がなされていた場合
 - ⑥法律で定められた法定点検が満了日までに実施されない場合
 - ⑦本規約に定める所定の継承手続が行なわれていない場合
 - ⑧メンバーシップカード、メンテナンスノート及び車検証の提示がない場合
- (2) 各プログラムの提供にあたり、Stellantisジャパンは、次の費用・損害を負担いたしません。
 - ①車検費用及び車検取得にかかる諸費用（メンテンスケアプラス（1-5）の場合は、3年目車検の法定費用ならびに5年目の車検費用及び車検取得にかかる諸費用）
 - ②本プログラムの内容に含まれない次の費用
法定12ヶ月点検の際、必要となった追加整備、部品代、部品の修理・交換に要する費用及び法定12ヶ月点検に含まれない点検等の費用
 - ③各プログラムの提供を受けるための加入車両の納車・引取りサービス
 - ④加入車両が使用できないことにより生じる損失（レンタカー代金、休業補償、営業補償等）
 - ⑤部品単品での提供
 - ⑥各サービスを受けなかった場合の金銭による補填等
- (3) 点検の結果、必要となった追加整備および部品・油脂類。
- (4) 正規ディーラーまたは指定サービス工場のサービス工場以外で実施された点検整備。
- (5) ジープ メンテナンスケアに含まれない修理、交換部品が発生した場合。
- (6) 代車の準備等。
- (7) 加入車両を使用できなかった事による不便さおよび損失等（加入車両移動費用、商業損失、休業補償、レンタカー代、宿泊費、電話代等）。

■点検整備内容

それぞれのモデル別点検整備内容の詳細につきましては、ジープウェブサイトにてご確認ください。

■加入書

- (1) メンバーシップカードに添付されている加入書に、正規ディーラーまたは指定サービス工場および会員番号の無きものは無効となります。
- (2) ジープ メンテナンスケアによる点検整備を受けられる際は、加入書を必ず正規ディーラーまたは指定サービス工場にご提示ください。
- (3) 住所、連絡先電話番号、記載内容に変更があった場合は、速やかに正規ディーラーまたは指定サービス工場までご連絡ください。
- (4) 紛失された場合は再発行いたしますので、正規ディーラーまたは指定サービス工場までご連絡ください。

■ジープ メンテナンスケアの引継ぎ

- (1) 転居などによりお申し込みいただいた正規ディーラーまたは指定サービス工場へ加入車両の入庫が困難になった場合、ご加入者の転居先を管轄する正規ディーラーまたは指定サービス工場をご案内いたします。
- (2) 次回メンテナンスまでに、転居先お近くの正規ディーラーまたは指定サービス工場へ転居先住所および連絡先電話番号等をお申し出いただければ、変更手続きの上、継続してサービスが受けられます。

■個人情報の取扱いについて

- (1) ジープ メンテナンスケア販売に関し、Stellantisジャパンおよび正規ディーラーまたは指定サービス工場が知り得たご加入者の個人情報は、Stellantisジャパンおよび正規ディーラーまたは指定サービス工場において、電話・DM（ダイレクトメール）・電子メール・ご訪問による、新商品やイベント・サービス等に関する情報のお知らせ、市場調査、情報の集計・分析等の目的のみにのみ使用します。
- (2) Stellantisジャパンおよび正規ディーラーまたは指定サービス工場は前項に定める利用目的のため、ジープ メンテナンスケアに関する業務を委託している第三者にご加入者の個人情報を提供します。

■免責

- (1) 正規ディーラーまたは指定サービス工場で受けたジープ メンテナンスケアのサービスの品質に関して、またそれ以外のサービスの品質に関して、若しくは供与を受けた便宜に関する紛議は、すべてご加入者と正規ディーラーまたは指定サービス工場において解決するものとし、Stellantisジャパンは責任を負わないものとします。
- (2) 点検整備の有効期間内に入庫がない場合は、当該点検整備は実施されたものとして取り扱います。
- (3) ご加入者のご都合でメンテナンスの全部または一部を受けなかった場合でも、下記の中途解約等に該当する場合を除いて、料金の払い戻しはいたしません。

■継承・移行

<継承>

加入車両の名義人が変更となった場合、その有効なメンテナンスケア（1-3）については継承することができます。継承手続きは新車保証の継承に準じます。継承する場合には速やかに正規ディーラーまたは指定サービス工場にて必要な手続きを行ってください。事前に継承手続きが行われていない場合、プログラムが適用されない場合があります。

継承時には未実施のメンテナンスサービスのみが提供され、継承前に実施済みのメンテナンスサービスについては重複提供されません。

<移行>

メンテナンスケアプラス（4-5）、メンテナンスケア（4-5）はプログラムを移行することができます。

- ① 移行後のプログラムがメンテナンスケアプラス（4-5）またはメンテナンスケア（4-5）であること
- ② 移行日が加入車両の初度登録日から48ヶ月以内であること
- ③ プログラムの定める全ての作業が未実施であること

ご加入者が、加入車両から正規ディーラーまたは指定サービス工場が販売する別の車両（以下「新規車両」といいます）にお乗り換えになり、以上の条件を全て満たす場合に限り本サービスを新規車両に移行することができます。なお、移行にともなう手数料 [1,100円（+加入時の消費税）] が必要となります。

また新規車両の加入料が加入車両とは異なる場合、プログラム費用の差額をお支払いいただくか、お戻しいたします。

※Jeep First Ride/Flat Ride 契約にともなう本プログラムへのご加入の場合、本プログラムの第3者への継承・他車への移行はできません。

■解約

- (1) Stellantisジャパンはご加入者がプログラムの利用に関して違法な行為、またはStellantisジャパンとの信頼関係を著しく損なう背信的行為を行った場合、催告をすることなくプログラムの提供を停止、解除することができますものとします。
- (2) プログラムの加入期間中に以下の事由が生じた場合、その事由が発生した時点でプログラムは、終了するものとします。
 - ①加入車両が事故等で修理不能となり、その登録が抹消された場合
 - ②加入車両が譲渡された場合及び名義が変更された場合（ただし、ローン会社・リース会社から使用者への変更並びに相続及び2親等内の親族間の譲渡を除く
- (3) 本条(2)に該当し、プログラムの解約をご希望された場合、解約返戻金の算定は以下の計算式にて行い、ご返金いたします。

※Jeep First Ride/Flat Ride 契約にともなう本プログラムへのご加入の場合、リース車両の中途解約に限り本プログラムも解約となります。

計算式：（加入料－事務手数料10,000円）×解約料率×（100%+加入時適用の消費税率）

解約日は解約を正規ディーラーまたは指定サービス工場に申請し受領された日となります。

※メンテナンスケアプラス（1-3） / （1-5）の解約料率は、点検整備を実施した場合、その点検整備内容に関わらず「点検整備一部実施」の料率が適用されます。

- (4) ご加入者は本条(3)の返還を請求する場合、Stellantisジャパンに対し加入車両の登録抹消を証する書面のコピーを、当該抹消から14日以内に正規ディーラーまたは指定サービス工場を通じて提出するものとします。

※メンテナンスケア（1-3）[標準付帯]は解約対象外となっております。

<解約料率>

	経過月数	メンテナンスケアプラス			メンテナンスケア	
		(1-3)	(1-5)	(4-5)	(4-5)	(2年)
点検整備未実施	12ヶ月以内	100%	100%	100%	100%	100%
点検整備一部実施	1ヶ月以内	90%	90%	90%	90%	90%
	10ヶ月以内	50%	90%	50%	50%	50%
	22ヶ月以内	30%	70%	0%	0%	0%
	34ヶ月以内	0%	50%	-	-	-
	46ヶ月以内	-	10%	-	-	-
	46ヶ月超	-	0%	-	-	-
事務手数料		¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000

※経過月数：有効期間開始日から解約条件（全損 / 廃車 / 譲渡）発生日までの月数

ホイールケア

■ホイールケア

ジープ メンテナンスケアの提供の対象となるジープ車両には、メンテナンスケアプラス（1-3）またはメンテナンスケアプラス（1-5）にご加入いただくと初度登録日から3年間（Gladiatorは2年間）ホイールの損傷に対する修理・交換費用を補償する「ホイールケア」が付帯されています。

補償サービス内容

対象範囲	新車ご購入時に装着されているタイヤのホイール（新車購入時に同時購入され装着された純正アクセサリホイールを含む）に対し、衝突、接触、物の飛来、物の落下、その他偶然な事故によって生じた著しい変形、亀裂、またはいたずらによる損害を補償します。なお、キズについては通常走行によるものおよびホイール内側に被ったものは対象外とし、一ヶ所のキズが50mm以上の損傷を対象とします。
対象期間	Gladiatorを除く車種：新車初度登録日から初回車検満了日までの3年間 Gladiator：新車初度登録日から初回車検満了日までの2年間
補償限度	補償期間中、1回限り、1本のみ
支払い限度額（税込）	¥90,000（補償限度額¥100,000　ご加入者負担額¥10,000）

補償の対象とならない範囲の例

- ・経年劣化による損傷
- ・ホイールディスク裏面（インナー側）の損傷
- ・故意による損傷
- ・正規ディーラーまたは指定サービス工場以外で修理・交換された場合
- ・対象車両が全損・廃車になった場合

詳細は以下のQRコードより「ホイールケアサービス約款」をご確認ください。



● 詳しくは正規ディーラーまたは指定サービス工場へお問い合わせください。

Jeep®